

資料提供

令和4年6月16日
課名 建設産業課
担当者名 重政
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外報告書

措置要件	契約違反	
措置対象者	商号・名称	株式会社鶴田電設コンサルタント
	代表者氏名	鶴田 幸彦
	住所・所在地	広島県三原市宮浦6-3-23
	建設業許可番号	広島県知事第8791号
指名除外期間	令和4年6月16日 ～ (1か月間) 令和4年7月15日	
【事実の概要】 営繕課発注の「広島県立歴史民俗資料館中央監視装置更新その他工事」において、本工事で専任を要する主任技術者が、工事期間内に別の下請け工事「令和3年度沼田東中継ポンプ場浸水対策工事」の主任技術者に従事していたことが判明した。		
【措置理由】 上記のとおり		
【指名除外等措置適用条項】 建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第7号		